**平成２１年（フ）第９００号**
岡山市北区撫川1015番地13、前住所岡山市北区東花尻91番地３
債務者　緋田　栄子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時35分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１４９８号**
横浜市緑区三保町1326番地４
債務者　柴田　恵美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４４３号**
栃木県宇都宮市東峰町3112番地５　コーポ中里Ｂ102号
債務者　小出　芳美
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第４４４号**
栃木県日光市大桑町64番地１
債務者　神山　　太
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第４４６号**
栃木県鹿沼市千渡1605番地231　シティハイツ熊倉Ⅱ102、前住所栃木県大田原市下石上1727番地１　プロムナードＤ棟201号
債務者　本田　吉行
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第３７３号**
静岡県袋井市村松2518番地の１　南棟、前住所静岡県周智郡森町問詰1389番地
債務者　菊池　浩司
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第５０号**
岡山市北区東島田町１丁目２番11―603号
債務者　菅原　利子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３７４号**
岡山県瀬戸内市長船町八日市277番地２
債務者　木野百合子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４５２号**
岡山市中区中島28番地13
債務者　三井　孝治
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７１号**
熊本県八代市千反町２丁目６号13番地
債務者　大堀　政浩
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２２年（フ）第１０７号**
栃木県小山市大字寒川966番地、従前の住所栃木県下都賀郡藤岡町大字中根1408番地３
債務者　小森谷嘉雄
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時15分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２２年（フ）第４４１号**
川崎市宮前区東有馬５丁目20番18―102号　有馬第一団地
債務者　半澤　守男
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１６８５号**
横浜市西区岡野２丁目16番１―402号
債務者　狩浦　繁子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第５６号**
広島県福山市川口町４丁目７番13―４号、旧住所広島県福山市曙町５丁目23番34―303号
債務者　岡　ひとみ
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第２３５号**
青森県むつ市栗山町12番７号　橋本アパート、申立時の住所青森県むつ市大字田名部字女舘27番地２　高台荘10号
債務者　津島　国子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係